

資産運用に関する規制動向

TOPICS 01

内閣府 経済財政運営と改革の基本方針 2026（原案）の公表

- 2026 年 6 月 30 日、内閣府の令和 8 年第 10 回経済財政諮問会議において、経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太の方針 2026）の原案が公表された。
- 原案では、「強い経済」の実現に向けた政策の方向性を示すとともに、財政運営目標の設定、『「強く豊かな日本」投資枠』の創設など、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現する経済財政運営の取組を、責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」と位置づけて、新たな経済財政運営の抜本的な転換を図ることを示している。

TOPICS 02

SEC Novel ETF に関する意見募集を実施

- 2026 年 6 月 30 日、SEC は、革新的な資産クラスへの投資や新しい投資戦略の採用を目指す ETF（Novel ETF）に対する規制の見直しを検討するため、意見募集を開始した。
- 今回は、投資家の保護、公正で秩序ある効率的な市場の維持、そして資本形成の促進を図りながら ETF 分野におけるイノベーションを促進する方法に焦点を当てている。SEC 委員長は「ETF のイノベーションには一貫性があり、透明性のある効率的な規制の枠組みが必要である。そのうえで、米国の ETF 市場が投資家に有効に機能しながら成長と革新を続けるにはどうすべきか、市場参加者からの意見を検討したい」と説明している。

TOPICS 03

金融庁「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について

- 2026 年 7 月 3 日、金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に関する意見募集の結果を公表した。
- この件は、NISA 顧客の所在地確認が、令和 8 年度税制改正により柔軟化されることに伴い、NISA 推進・連絡協議会が作成する「NISA 制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」が改正されたことから、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」においても、金融機関に対して当該ガイドラインに準拠した対応を促すための改正を行うものである。

出所) 「0630_shiryo01.pdf」 (<https://www.cao.go.jp/>)、

「SEC.gov | SEC Seeks Public Comment on Novel Exchange-Traded Funds」 (<https://www.sec.gov/>)、

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について：金融庁 (<https://www.fsa.go.jp/>)

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年7月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価値証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商 号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第373号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会